

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2021年7月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

皆さんは梅雨の合間の晴れ間に欲張って予定を入れすぎたりしませんか？
私は実は雨でも晴れでもあまり変わらずマイペースなんです。いずれにせよ何事もほどほどが良いですよ！

さて「後見制度支援信託」と「後見制度支援預金」のご紹介が続いていますが、
そもそも大金を一箇所に預けてしまったら、収支が赤字なのにやっていけないじゃないか、と思われる方も多いのではないのでしょうか。実は「定期交付金」という仕組みがあって、年間収支を把握した上で毎月の収支が赤字であれば信託した口座や支援預金にした口座から自動送金してもらえるように設定ができます。毎月10万円とか3ヶ月に1回30万円とか。

一度こんなことがありました。定期交付金を設定すると5年で信託した資金が尽きてしまうケースで、A銀行に後見制度支援信託を申し込んだら却下されて……。慌ててB銀行に申し込み直したのです。
また、親族後見人に管理してもらう金額は100万円～500万円くらいなのですが、それをいくらにするかも私のような専門職後見人にしてみれば腕の見せ所です。実は「後見制度支援信託」「後見制度支援預金」の設定はパズルを解くようなものなのです。



IKUKO

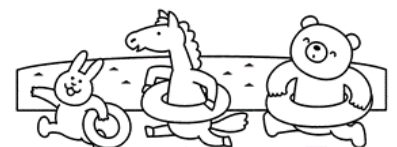
IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

後見制度支援預金のあれこれを集めた Q&A 続編です(*^o^*)どうぞ～

- Q3 後見制度支援信託や後見制度支援預金を利用する場合、どのくらいお金がかかりますか？
A3 本人の財産から、信託契約の締結や支援預金口座開設に関わった専門職後見人への報酬をお支払い頂く必要があります。報酬については家庭裁判所が専門職後見人の仕事の内容、本人の資産状況など、いろいろな事情を考慮して決めます。
また、利用する金融機関によっては、本人の財産から、管理報酬（信託）や口座開設手数料（支援預金）など報酬ないし手数料をお支払い頂く場合があります。
（詳しくは各金融機関にご確認下さい）
- Q4 後見制度支援信託や後見制度支援預金を利用した場合、元本は保証してくれるのでしょうか？
A4 元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。
（詳しくは、各金融機関または預金保険機構のホームページなどでご確認下さい）
- Q5 後見制度支援預金への預け入れ後、本人に多額の支出が必要になりました。後見人が手元管理している金銭だけでは足りない場合はどうすれば良いですか？
A5 払戻しのための指示書が必要になります。家庭裁判所に連絡票を提出して下さい。連絡票には、必要な金額とその理由を記載します。記載内容を裏付ける資料とともに提出します。家庭裁判所が連絡票の内容に問題が無いと判断すれば「指示書」が発行されます。その「指示書」を支援預金など口座開設している取扱店の窓口へ提出し、払戻請求書への署名、押印手続きを行い必要な金額の払戻しを受けることになります。
- Q6 後見制度支援預金へ預け入れ後、本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして後見人が管理する金銭が多額になって場合はどうすれば良いですか？
A6 通常使用しない金銭については、家庭裁判所へ後見制度支援預金への追加入金することの連絡票を提出して下さい。この場合も追加入金をする理由の記載、記載内容を裏付ける資料とともに提出します。家庭裁判所が連絡票の内容に問題が無いと判断すれば「指示書」が発行されます。その「指示書」を支援預金などの口座開設している取扱店の窓口へ提出し必要な手続きを行います。

《すべての手続きには家庭裁判所からの「指示書」が必要となります》

◆◇黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になる見込みの時期に後見人から自主的な報告書の提出がない場合、家庭裁判所が財産保全のために必要な措置を求めるところがあります◆◇



★LINE公式
アカウント★

@965ehhek



友だち登録を
ぜひよろしく
お願い致します
(●^o^●)

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



★もうご覧頂け
ましたか？あなたも
今すぐチェック★